

「函館市地域公共交通計画策定に係る調査業務」に係る
プロポーザル審査分科会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 「函館市地域公共交通計画策定に係る調査業務」に係るプロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、函館市地域公共交通協議会規約第 8 条の規定に基づき、プロポーザル審査分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 分科会は次の事務を所掌する。

- （1）審査方法，評価基準に関すること。
- （2）企画提案の評価に関すること。
- （3）受託候補者の決定に関すること。
- （4）その他目的を達成するために必要な事項

（委員）

第 3 条 分科会は次の各号に掲げる団体等に所属する者により構成する。

- （1）
- （2）
- （3） ※所属団体等は受託候補者決定後に公表予定
- （4）
- （5）

2 委員の任期は，所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

（委員長）

第 4 条 分科会に委員長を置く。

- 2 委員長は，委員の互選により 1 人を定める。
- 3 委員長は，分科会を代表し，会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 分科会の会議は，委員長が招集し，委員の過半数が出席しなけ

れば開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議は、書面にて開催することができる。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることができない。

- 2 委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、函館市地域公共交通協議会事務局において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し、必要な事項は、委員長が分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月 日から施行する。